

3 重層的な支援体制の整備の推進

(調布市重層的支援体制整備事業実施計画)

(1) 重層的な支援体制整備に向けた基本的な考え方

重層的支援体制整備事業は、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた一つの手法として創設されたものであり、重層的支援体制整備事業実施計画は、地域福祉計画に記載された地域共生社会の理念等の共通部分を踏まえて、その事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容を定めることを基本としています。

市においては、福祉3計画において、その共通事項として、地域共生社会の理念や福祉圏域等の考え方等を取りまとめており、また、地域福祉計画においては、重層的支援体制整備事業において実施する各事業の取組は、「地域におけるトータルケアの推進」と「住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり」の2つの重点施策に位置付けた事業と整合を図りながら推進することとしています。

こうした観点を踏まえて、市では、複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を構築するため、地域福祉計画に包含して「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、これらを一体的に取り組むものです。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

市は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を充実するため、既存の相談支援の取組等を踏まえて、令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

今後も組織横断的な連携により、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

(3) 実施目標

調布市における重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、できる限り既存の各分野の制度活用を図ることを基本としながら、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な実施を通じ、支援関係機関の連携強化等を図ることを目標とします。

(8) 進行管理（事業の評価・見直し）

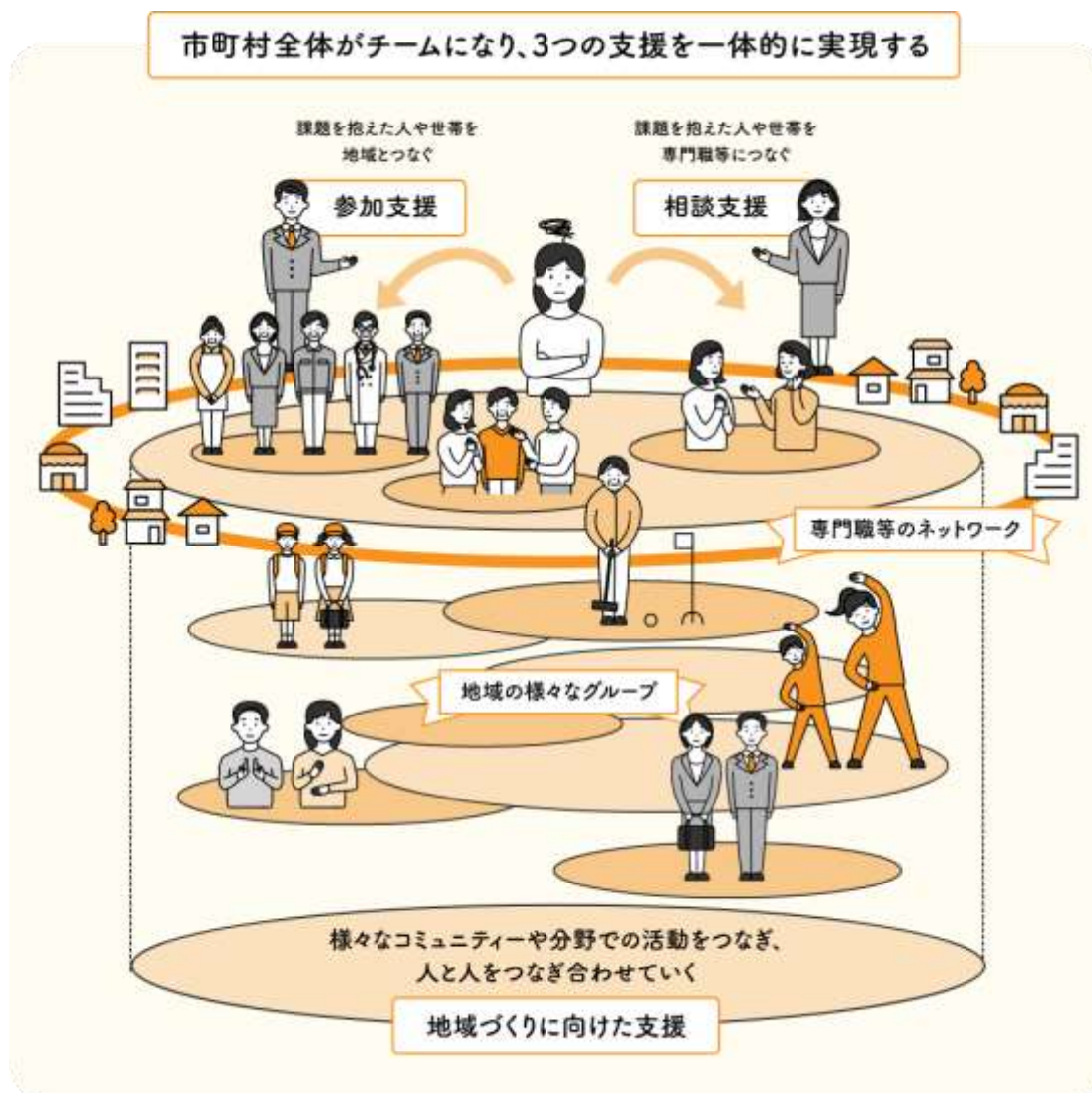
重層的支援体制整備事業の進行管理・評価については、PDCAサイクルの考え方に基づき、地域福祉計画の進行管理・評価と一体的に行います。

また、重層的支援体制整備事業の評価に当たっては、基本的に、事業の取組がどの程度進んでいるかについて、定性的な評価を行います。

重層的支援体制整備事業の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、年度ごとに事業評価の取組を実施することを基本とし、必要に応じて事業の見直し等に関する検討を行うこととします。

具体的な事業評価の取組については、国が示す評価指標等を踏まえて評価項目を設定し、各事業の実施内容等に応じて、可能な限り定量評価を行い、定量的な評価により難しい場合は定性評価を行うなどの適切な評価手法により行うこととします。

■国の重層的支援体制整備事業のイメージ図



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」